



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 令和4年8月25日

4年夏号

No. 48

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 高岩 弘至
事務局 泉大津市二田町1丁目11-15 オークハイツⅢ301号
編集委員 / 中島 浩・岩間新吾・山口秀美・松本直哉・奥西俊伸・高橋英晴

『大阪城』



『和歌山城』



<写真：奥西 俊伸 先生>

【4年夏号 主な内容】

- | | | | |
|----|---|------------|-------------------------------|
| 1面 | 写真『大阪城・和歌山城』 | 6面 | 寄稿『支部ゴルフ』 |
| 2面 | 森福副支部長あいさつ
泉大津税務署長あいさつ | 寄稿『あじさいがり』 | |
| 3面 | 寄稿『COVID-19に感染して』 | 7面 | 会員の異動 |
| 4面 | 第47回誌上研修
『インボイス制度 Q&A
令和4年4月改訂を受けて』 | 8面 | 最新研修 DVD の紹介、
原稿・写真募集、編集後記 |



ごあいさつ

副支部長 森福 清和

処暑の候、支部会員先生方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は支部の会務運営につき、深いご理解と格別のご支援、ご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

私は税務支援対策委員会と業務対策委員会を担当して4年目になりました。担当しました1年目の確定申告時期に新型コロナウイルス感染症が日本でも大きく知られることになり、小中高の学校の臨時休校、確定申告期限の延長といった過去に例をみない事態が起きました。現在ではワクチンの接種なども進み、当初よりは感染症対策も進んでいますが、まだ変異株の出現などもあり、感染者数も不安定なところがあります。

税務支援対策委員会としましては、このような大変な状況下でも、泉大津支部の先生方には税務相談センターや確定申告時期の相談会場等へご参加頂きまして、改めて厚くお礼申し上げる次第です。今後も感染症対策を取りながらの会場運営となりますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

業務対策委員会としましては、コロナ禍という点から、研修が中止となることもあり、書面添付制度や融資制度についての研修が難しいところもありました。今後はインボイス制度という新たな制度も、研修委員会と協力して、周知していきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症対策を取りながらの会務運営となりますが、先生方のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

暑い日が続きますが、泉大津支部の先生方のご健勝ご多幸を心よりお祈り申し上げます。



着任のご挨拶

泉大津税務署長 増田 歌織

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度の定期人事異動により泉大津税務署長を拝命しました増田でございます。

近畿税理士会泉大津支部の皆様には、平素から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

支部先生方の御指導のおかげをもちまして、泉大津税務署管内における納税道義は、非常に高い水準にあると聞いており、この地で勤務できますことを大変うれしく光栄に思っております。

微力ではございますが、与えられた職責を果たすべく、全力を尽くす所存ですので、前任の加藤署長同様に、温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動のICT化やグローバル化の進展に加え、新型コロナウイルスの影響による前例のない状況が続いております。

このような状況の中で、税の執行に携わる私どもといたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくために、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション)に取り組み、納税者サービスの充実と適正・公平な課税・徴収を行うことにより納税者の皆様方の負託に応え、税務署に対する理解と信頼を得るといった認識が必要であると考えております。

また、先生方におかれましては、税理士法に「税理士の業務のICT化推進を明確にすること」を「努力義務」として規定することを皆様の御意思で要望していただき、令和4年度の税理士法改正において新たな条文(税理士法第2条の3)を創設していただきましたこと、非常に心強く思っております。

どうか今後とも、税務行政の良き理解者として、引き続き、確定申告期における無料税務相談や諸団体等の税務相談への対応と併せて、e-Tax申告や電子納税等のICTの利用拡大、また、来年10月に導入される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の周知における多大なる御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



COVID-19 に感染して

櫻井 善章

過去の話になりますが、実は私自身、過去にコロナウィルスに感染して、非常に貴重な経験をしましたので、その経験について、寄稿させていただきました。

感染日当日未明に寒気で目が覚め、体温を測ると 37.5℃あり、その後就寝し、再度早朝に腹痛と寒気で目が覚め、体温を測ると 38.1℃あり、コロナウィルスに感染したかとも思い寝室のドアを閉めきりました。起きてからすぐに PCR 検査をと思い、保健所に電話すると、まさかの門前払い。その頃はまだ、現在のようにどこでも PCR 検査が出来る体制が整っていなかったためだと思います。医師の判断が必要と言われ、かかりつけ医に電話して、症状を伝え、直々に保健所に電話してもらい、PCR 検査を受けることが出来るようになりました。

翌日、PCR 検査を実施し、検査 2 日後に保健所より陽性との連絡があり、4 日後からホテル療養をすすめられました。高齢（80 才以上）の両親と同居していたため、ホテル療養することにしました。感染日当日から 4 日間、自宅での自主隔離で療養し、感染 5 日後から大阪市内のビジネスホテルで、ホテル療養を開始しました。ホテル療養するための交通手段は、保健所の手配したワンボックスカーの車が自宅まで迎えに来てくれ、無言のままホテルに到着しました。

ホテルでの日課は、朝昼晩とホテルの館内放送で弁当を自分自身で取りに行き、その際にパルスオキシメーターで酸素飽和度を測定し、症状・容態を 1 日に 2 回スマホで報告するというものでした。それに加えて、1 日に 1~2 回看護師から電話連絡があり、症状・容態の確認もしてもらっていました。医師とはホテル入所初日のみ、テレビ電話で面談し、熱さましや咳止めを処方してもらっただけです。

ホテルでの食事は無料とはいえ、ひどいもので、高熱で食欲が減退する中、体重も 4 kg 減りました。食事は写真の通りで、揚げ物とご飯だけといった内容で、お茶はなく水だけで高熱が続く中で、食べられる内容ではなかったです。



ホテルでの療養中は、他の感染者と廊下やエレベーター等で会うことはあってもいっさい会話等はなく、ゴミも自分で一階に運び、ベッドメイクもなく、もちろん外出もできず、完全隔離状態で、孤独と不安との戦いでした。特に辛かったのは、高熱と咳が続き、それでも食事は自分自身で取りに行く、特効薬もないので、ホテル療養当初は就寝前に咳が続き、気絶するように寝ていました。

感染日当日から 9 日間 39 度台の高熱が続きましたが、パルスオキシメーターの数値も 95% を下回ることもなく、感染日 9 日後に何とか 36 度台に熱が下がり、感染日から 13 日後にホテル療養から解放されました。ホテル療養から解放される条件は、熱が 36 度台が 3 日以上続いたらというもので、帰りは送迎はなく、ホテルから自分自身で公共交通機関で帰りました。



かなりつらい症状でしたが、私の症状はあくまでも軽症でした。保健所に電話した時に、濃厚接触者を聞かれ、同居家族や従業員のことを伝えると、全員 PCR 検査をするように言われ、それぞれ各自実施しましたが、幸い感染させてはなかったようです。コロナは 4 人に 1 人に後遺症があると言われてはいますが、私は現在はありません。現在、再びコロナの感染者が増えてきているように言われていますが、感染しないに越したことはないと思います。

本人と家族・従業員の PCR 検査、ホテルまでの迎え、療養のためのホテル代、ホテルでの食事・薬の処方全て無料で、税金での恩恵を受けたことに感謝します。ただ、これだけコロナに対して、税金が投入されているのを思うと、将来的に、復興特別所得税のようなコロナ対策特別所得税といった増税が行われるのでは、と個人的に思います。そのために出来る限り、今後はコロナに感染しないためには、今までのようにマスクや手洗いを行っていくことはもちろんのことですが、ウィルスと接触する機会を減らすことが一番の対策だと思います。



第 47 回誌上研修

『インボイス制度 Q&A 令和 4 年 4 月改訂を受けて』

研修委員 中塚 高志

① 登録申請書等の様式の改訂

適格請求書発行事業者の登録申請書の様式が改訂されています。

■1- (1) 様式 (令和 3 年 10/1~5 年 9/30 までに使用できる様式) の改訂

上記の様式については、裏面の免税事業者の確認の項目に登録希望日を記載する欄が設けられました。これについては Q&A にも記載はなく、様式の記載要領にも『「登録希望日」欄は令和 5 年 10 月 1 日に登録を受けることを希望する場合は、記載不要です。令和 5 年 10 月 2 日以後に登録を受けることを希望する場合、その日付を記載してください。(令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 3 月 31 日までの日に限ります。)]』としか記載がありません。

であるならば、“自由に登録希望日を記載したらその日に登録されるの？”とってしまいますよね。極端な話、”提出日より前の日付も記載可能？”とってしまいますが、税務署を通じて確認したところ、実際の登録日より前の日付が登録希望日の欄に記載されていても、それは通らないとの回答でした。実際の登録希望日より後の●月 1 日に登録したいなどの場合に使用することを想定しているようです。

次に同じく裏面の免税事業者の確認の項目についてですが、免税事業者の経過措置の適用期間の改訂に伴い、その期間の表示が変更されています。ご注意ください。

最後に、納税管理人の選任の欄が設けられていますが、おそらく選任する必要がある関与先はそれほどいないのではないのでしょうか。



■1- (3) 様式 (令和 5 年 10/1~12 年 9/29 までに使用できる様式) の改訂

表面の事業者区分の項目に新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等の欄が追加されています。新設法人等が設立日から遡って登録を受けたい場合は、その旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに所轄の税務署長へ提出することが必要ですが、この記載の代わりに☑をつける項目が追加されています。その他細かいところが改訂されていますので、一度確認してみてください。

■9 号様式 (簡易課税制度選択届出書) の改訂

簡易課税制度選択届出書も細かい箇所が改訂されています。①の適用開始課税期間の欄の上に☑を入れる項目が追加されています。これは免税事業者が登録日から課税事業者となる経過措置 (平成 28 年改正法附則第 44 条第 4 項) の適用を受ける場合で、その課税期間の末日までに、その課税期間から簡易課税制度を選択する旨を記載した簡易課税制度選択届出書を提出した場合に、その課税期間から簡易課税制度を選択できるという経過措置があるのですが、ここに☑をすると、その課税期間から簡易課税

制度を選択する旨の記載が省略できるというものです。ベンダーによってはまだ古い様式での対応になる場合もありますので、その場合、記載の省略はできませんのでご注意ください。記載が漏れた場合、経過措置の適用はなく、その課税期間から簡易課税制度は選択できません。



② 登録通知の受領について

以前の Q&A においては、e-Tax で登録申請書を提出し、電子で登録通知の受領を希望した場合、納税者のメッセージボックスに登録通知が格納されると記載されていました。ですが、これが改訂されています。登録通知は直接メッセージボックスには格納されなくなっているのです。

登録通知の確認方法の一例を簡潔に紹介します。e-Tax のホームページから受付システムへログインすると、ここに通知書等一覧という項目が設けられています。この通知書等一覧の中で登録通知の格納を確認するという手順です。

ここで確認ボタンを押して表示された登録通知書は、所轄の税務署長の電子証明が付与されたものではないので、原本ではないのですが（書面の登録通知書には所轄の税務署長の角印が押印されていますのでこちらは原本になります）、実務上は関与先の登録番号と登録されている事実が確認できればいいので、我々が登録通知を管理するのであれば、この画面を印刷したものを関与先に渡してあげるか、それを PDF 化して送ってあげればよいと思います。

また、適格請求書発行事業者公表サイトでは取引先の登録番号がわからなければ登録があるのか検索ができません。名称や住所では検索できないのです。ですので、登録が完了した関与先には、取引先に『登録が完了したので登録番号を通知します』というような書面を配布するように指導することもご検討ください。

電子登録通知の確認方法の詳細については以下の URL からマニュアルを取得してご確認ください。ダウンロードした原本の確認方法は説明に非常に多くの行数が必要ですので、詳しく知りたい方は e-Tax のヘルプデスクにお問い合わせください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/manual/manual13.pdf>

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice_shinei16.pdf

e-Tax ヘルプデスク 0570-01-5901

③ 免税事業者の登録申請の経過措置の改訂

改定前の Q&A においては、免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日を含む課税期間の末日までに登録を受けた場合、その登録日から課税事業者となり、別途、課税事業者選択届出書の提出は不要でした。これについて“令和 5 年 10 月 1 日を含む課税期間の末日までに登録を受けた場合”となっていたものが、“令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日を含む課税期間の末日までに登録を受けた場合”に、経過措置が受けられる期間が変更されています。これは、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用期間に合わせて変更されたと思われます。

ただし、令和 5 年 10 月 1 日を含む課税期間の翌課税期間の初日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中に登録を受けた場合は、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後 2 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、免税事業者となることはできないこととなっています。登録日は課税期間の初日とは限りませんので、場合によっては 3 課税期間免税事業者に戻れない場合もありますのでご注意ください。

また、新設法人が設立日から登録を受ける場合の経過措置とこの経過措置が重なる場合も想定されます。その場合、課税事業者選択届出書の提出は不要なのか、登録日はいつになるのか、登録申請書に設立日から遡及して登録を受ける旨の記載が必要なのかなど、非常に複雑になりますので、間違いが起こらないように慎重に対応をお願いいたします。

最後に、ここで紹介できていない Q&A の改訂もたくさんございます。Q&A は 120 ページ近くございますので、すべてをご確認いただくことは大変労力が必要ですが、消費税はただでさえトラブルを招きやすい税目ですので、是非ともご確認ください。



支部ゴルフ

馬場崎 淳

令和4年7月5日に関西空港ゴルフ倶楽部で令和元年12月以来の支部ゴルフコンペが開催されました。

私は実はこのコンペの2週間前に入院と手術があり、当初不参加の予定でしたが、術後の回復が早かったため急遽参加させていただきました。

当日は、関西空港ゴルフ倶楽部の独特のアンジュレーションとグリーンの速さに悪戦苦闘しながらも、同組でラウンドした川上先生、中居先生、大西先生と和気藹々と楽しくプレーできたおかげで優勝することができました。

幹事の赤坂先生、中島先生には、大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。次回は10月に開催予定ですので、支部会員の皆様のご参加を心よりお待ちしております。



あじさいがり

高橋 英晴

先日、和歌山県かつらぎ町にある「花園あじさい園」に行ってきました。

花園あじさい園では、3,500株のあじさい、1,000株のシャクナゲ、そのほか100種の山野草が生い茂り、毎年7月中旬に赤や青のあじさいが一斉に見ごろを迎えます。

標高約1,000メートル付近にあるため、7月の見ごろの時期でも市街地よりも5~8℃ほど気温も低いらしく、日中でも比較的過ごしやすいです。

私の家では、午前中に自宅を出発し、高野山の中にあるなじみのカフェでお昼ご飯を食べた後、お昼過ぎにのんびり龍神高野スカイラインをドライブしながら、あじさいを見に行く、というのが最近のこの時期の恒例となっています。駐車場と売店があじさい園の真下にあるため、子連れでも楽ちんです。売店にはかわいらしい看板犬もいます。

ただ一つ注意事項は、山中ですので、虫よけ日よけとして長袖の着用と運動靴の着用が必須ということです。まともに山の中で蚊やアブがわんさかいるので、さされると相当にかゆみや痛みがあります。ちなみにうちの子供も大きな虫刺され痕を作っていました。

「花園あじさい園」は高野山の奥の院前から龍神高野スカイラインを通過して約20分のところにあります。高野山、奥の院散策やあじさい鑑賞のあと、そのまま道なりに進んで「美人の湯」で有名な龍神温泉まで足を延ばすのもおすすめです。龍神温泉もあまり大きくはありませんが風情のある温泉街です。

来年のあじさいシーズンにはぜひどうぞ。



<転入>

R4.04.23 いけもと みつぐ 先生（堺支部より）
 登録番号：136546
 生年月日：S50.5.10
 和泉市桑原町 247-6
 税理士法人パートナーズ関西
 TEL：0725-45-0063
 FAX：0725-44-1832

R4.07.13 くぼり よしゆき 先生（東支部より）
 登録番号：69644
 生年月日：S29.1.18
 和泉市光明台 2-4-16
 TEL：0725-56-7840
 FAX：———

<退会>

R4.04.30 尼崎喜三郎 先生（業務廃止）

<転出>

R4.06.03 井本 雅基 先生（岸和田支部へ）
 R4.08.15 大橋 勇公 先生（明石支部へ）



保険事業

全国税理士共栄会

～暮らしと事業の安心保障。充実したプランで関与先を応援～
 VIP大型総合保障制度

～少子高齢化時代の公的年金を補完。豊かなエルドグリーライフを実現～
 全額共年金

近畿税理士企業共済会

～企業の健全な発展のため～
 総合事業保障プラン

その他

団体所得補償保険、新・団体医療保険、自動車保険
 火災保険、ゴルフ保険

積立年金事業

～税理士及びその従業員が加入できる拠出型企業年金保険～
 貯蓄積立年金制度 ※満71歳まで加入できます。

共済制度

～個人事業主または会社役員等の退職金にそなえる～
 小規模企業共済制度
 ～中小企業の退職制度にそなえる～
 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）
 ～従業員の退職金にそなえる～
 中退共済制度（中小企業退職金共済制度）

あっせん事業

～多方面にわたる業務提携。組合員特典を是非ご活用ください～
 税理士業務 / 不動産 / クレジットカード / ローン /
 健康（EHI検診など） / レクリエーション（旅行・温泉・ゴルフなど） /
 その他（生活雑貨、衣料品、ホームセキュリティなど）
 ※一部WEB販売（書籍、電化製品など）



大阪・奈良税理士協同組合

http://www.tamco-zenkyukai.jp

T540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館11階 TEL 06-6841-6888/FAX 06-6847-2800

最新研修DVDの紹介

支部事務局では、研修DVDを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。
また新着情報につきましては、支部だより等で随時お知らせします。

<全国統一研修会>

「一から始める「日本型インボイス制度」&消費税の誤りやすい事例」

「法人税～収益認識会計と税務、組織再編税制～」

「関係会社間取引の税務」

「事例検討でみる個人課税の誤解や失念を招きやすい点について」

「法人税の重要項目」完全解説」

「中小企業のための会社法」

<大阪・奈良税理士協同組合主催>

「令和4年度 税制改正の解説」

「争族・争続の実例から学ぶ、税理士が知っておきたい相続法」

<マルチメディア研修（日税連）>

「インボイス制度について／「適格請求書発行事業者」登録申請に係る確認書について

「改正電子帳簿保存法における電子取引と有恕期間」

「地方創生としての農政と変貌する農業」

「令和4年度税制改正について」

<中小企業支援に係る研修会>

「中小企業の事業承継支援について／中小企業等の再生支援について」



原稿・写真募集!!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい場所が好ましいです。夜景等は、わかりにくい傾向があります。

また、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL: 0725-33-7400 / FAX: 0725-33-7405

e-mail: izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

平素は支部運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和4年夏号の泉大津支部だよりはいかがだったでしょうか？

森福副支部長がご挨拶で述べられたように、いつの間にかコロナ禍の期間は2年半を越え、次々に変異してゆくコロナウィルスと、感染予防策や社会の仕組みなどの変革で対抗する人間とのいたちごっこの様相を呈しています。

今号では、実際にウィルス感染された会員先生の貴重な体験談や、実務でそこが知りたかったあととっていただけるインボイス制度改訂の誌上研修など、タイムリーな情報もお届けしております。

お忙しい中、寄稿や写真をお寄せ下さった先生方、新泉大津税務署長の増田様、本当にありがとうございました。この支部だよりは皆様のご協力で成り立っております。広報委員会からの寄稿依頼がございました際には、どうぞよろしくをお願いいたします。

最後になりましたが、会員先生方のご健康とご多幸、ご事業の繁栄を心よりお祈りいたします。(H.Y)

